

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員化した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

■ 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 \ 正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
	中小企業	大企業
中小企業	80万円	40万円
大企業	60万円	30万円

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。

※措置によっては加算が受けられる場合があります。

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



年間10万人
程度が正社員化！

① キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「**キャリアアップ計画※**」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

② 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を**就業規則などに規定**していること。

③ 正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。

次ページからは、金額の加算措置や手続きの簡素化について

「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への
投資！

■ 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金について

■ 助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正社員化すると助成金額が加算されます。

■ 「正社員化コース」助成額（1人当たり）

金額 企業規模	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	80万円	9万5,000円 (11万円)	89万5,000円 (91万円)
大企業	60万円		69万5,000円 (71万円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

図：人材開発支援助成金とキャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合



※人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。
訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL060509 No.12

キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金を申請する場合の手続きの簡素化（計画届の1本化）について

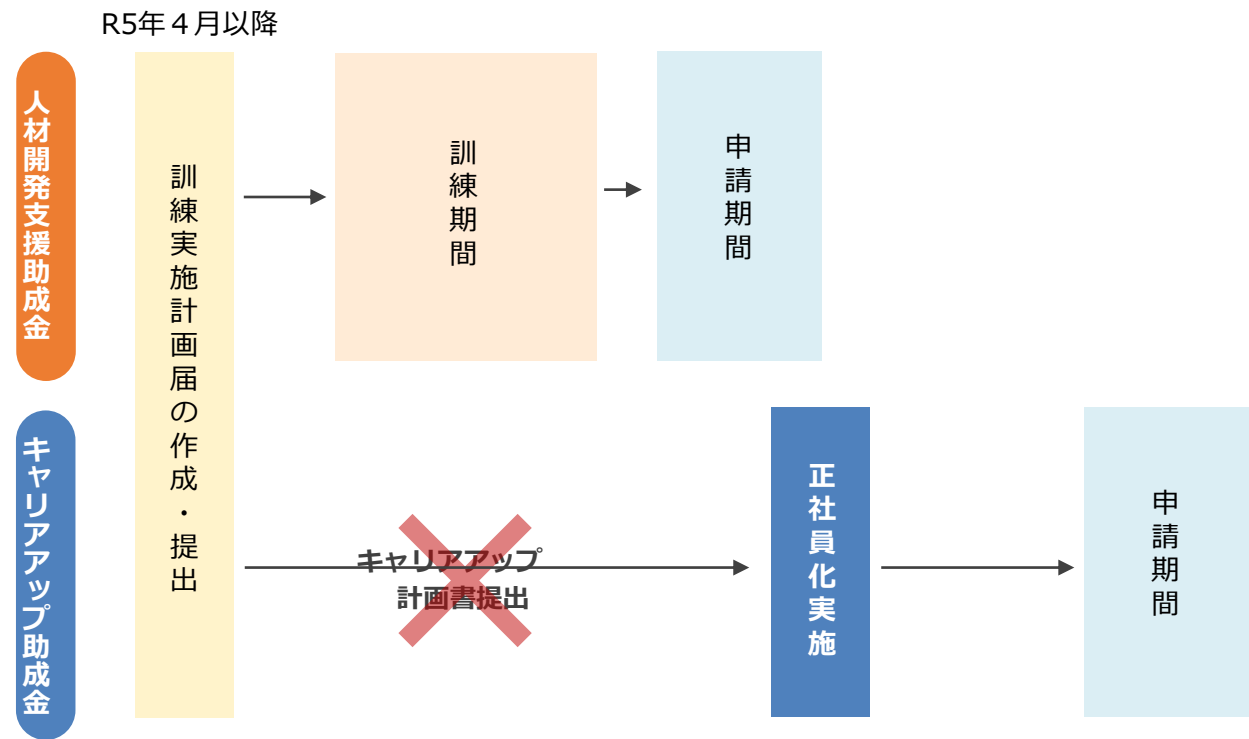
- 令和5年度より、人材開発支援助成金の訓練後に対象労働者を正社員化し、キャリアアップ助成金の正社員化コースを申請する予定の事業主は、人材開発支援助成金における「訓練実施計画届」（訓練様式第1号など）の作成・提出をもって、キャリアアップ助成金（正社員化コース）における「キャリアアップ計画」とみなすことができます。

※紙面で「訓練実施計画届」を作成・提出する場合に限る取扱いとなります。

※令和5年度以降に「訓練実施計画届」を作成・提出する場合に限ります。

※訓練対象者が正社員化された場合のみの取り扱いとなります

図：令和5年度以降に人材開発支援助成金とキャリアアップ助成金（正社員化コース）の措置を実施する場合の申請の流れ



- 人材開発支援助成金における「訓練実施計画届」の作成・提出をもって、キャリアアップ助成金（正社員化コース）における「キャリアアップ計画」とみなす場合には、「訓練実施計画届」の裏面にある追加項目を記載する必要があります。

「訓練実施計画届」の裏面にある追加項目について

- 人材開発支援助成金における訓練を修了した非正規雇用労働者を正社員化することで、キャリアアップ助成金（正社員化コース）も活用することができます。
- 以下の項目を追加で記載することをもってキャリアアップ助成金の当該コース申請分のキャリアアップ計画書（様式第1号）を届け出たことと見なすことができます。
- なお、その場合には、届出日から5年以内をキャリアアップ計画期間と見なします。

上記の訓練を修了した非正規雇用労働者の正社員転換の実施につき、次のとおり届けます。

キャリアアップ管理者情報 ※労働者代表との兼任はできません	☐	(氏名)
キャリアアップ計画（正社員化コース）	☐	人材開発支援助成金の訓練を修了した非正規雇用労働者を正社員転換する。 (年 月頃実施予定)

雇用関係助成金ポータル』で電子申請が可能になります！

これまでキャリアアップ助成金の支給申請等につきましては、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に書類を提出いただいておりますが、令和5年度からは順次、『雇用関係助成金ポータル』で電子申請することが可能になります。詳細は、厚生労働省のHPでもご覧いただけます。

※『雇用関係ポータル』で電子申請するためには、「GビズID」の申請・取得が必要です。「GビズID」についても、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。

HPでは、リーフレットも
ご覧いただけます。

『事業主の方のための雇用関係助成金』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

Google カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金

雇用・労働 事業主の方のための雇用関係助成金

- 雇用関係助成金を探す
- 必要なお知らせ
- 1. 雇用維持関係の助成金
- 2. 在籍型出向支援関係の助成金
- 3. 再就職支援関係の助成金
- 4. 転職・再就職拡大支援関係の助成金
- 5. 雇入れ関係の助成金
- 6. 雇用環境の整備関係等の助成金
- 7. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金
- 8. 人材開発関係の助成金
- 9. その他
- ※育児関係の雇用関係助成金の取扱い
- 旧様式ダウンロード
- 雇用関係助成金に共通の要件等
- 助成金のお問い合わせ先・申請先
- 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者について

雇用関係助成金ポータルがオープンします。

電子申請できる雇用関係助成金の対象が拡大します。

■受付開始予定日：2023(令和5)年4月3日(月)予定

※電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。
(事業主が社会保険労務士や弁護士等の代理人に電子申請を依頼する場合は「GビズID」の申請・取得が必要です。)
※社会保険労務士が事業主に代わって電子申請する場合には「提出代行等に関する証明書」の提出が必要です。
弁護士等の代理人が事業主に代わって電子申請する場合には「委任状」の提出が必要となります。

雇用関係助成金ポータルリーフレット

2023(令和5)年4月から開始となる助成金

- キャリアアップ助成金 正社員化コース
- トライアル雇用助成金 一般トライアルコース

2023(令和5)年6月から開始となる助成金

- 労働移動支援助成金
- 中途採用等支援助成金
- トライアル雇用助成金(一般トライアルコース以外)
- 地域雇用開発助成金
- 人材確保等支援助成金
- 通年雇用助成金
- キャリアアップ助成金(正社員化コース以外)
- 両立支援助成金
- 人材開発支援助成金

■申請者向けコールセンターについて（申請者向けヘルプデスク）

電話番号 : 0570-081-857
利用可能時間 : 平日の9時30分から18時まで（年末年始を除く）
対応内容 : 新システムの申請者向け機能に係る操作方法
利用開始日 : 令和5年4月3日(月)